

移住・定住事業のご紹介



垂水市では、移住・定住人口を増やすための事業を実施しています。様々な生活シーンに合わせ、ぜひご活用ください。事業の詳細は市公式HPでも公開しています。

空き家バンク制度

空き家を売りたい方や貸したい方の空き家物件情報を垂水市公式HPに掲載し、借りたい方との橋渡しを行っています。

- 対象/賃貸・売却可能な一戸建物件
 - 空き家バンク登録までの流れ
 - ①市へ申込書を提出
 - ②現地調査
 - ③入居者募集（市HP、窓口で物件情報を公開）
- ※仲介行為は行いません。
※空き家バンク登録で、家財道具撤去費、リフォーム費の一部補助を受けることができます。

空き家リフォーム促進事業

空き家リフォームに係る費用の一部を補助します。

- 対象物件/垂水市空き家バンク登録物件
- 対象
 - ・空き家に係る所有権又は売却・賃貸を行うことができる権利を有する者
 - ・市税の滞納がない者
 - ・3親等内の親族間での売買・賃貸等でないこと
- 補助金額/補助対象工事費の50%
(上限50万円)(対象工事費:20万円以上)

垂水市賃貸住宅家賃助成事業

垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯又は転入者に対し、賃貸住宅物件(空き家バンク賃貸物件含む)の家賃の一部を補助します。

- 対象物件
 - ・市営住宅等の公的賃貸住宅以外の賃貸住宅(社宅等は除きます)等
- 対象
 - ・住民登録してから6ヶ月以内、または婚姻を契機として夫婦のいずれかが転入もしくは転居した日から6ヶ月以内の世帯
 - ・家賃から住宅手当を差し引いた額を月額3万円以上支払う者
 - ・市税の滞納がない者(世帯全員)等
- 補助金額 月額5,000円～月額15,000円
(世帯状況等によって異なります)

空き家有効活用推進事業

空き家バンク登録物件の空き家内の家財道具などの処理費用の一部を補助します。

- 対象物件/垂水市空き家バンク登録物件
- 対象
 - ・空き家に係る所有権又は売却・賃貸を行うことができる権利を有する者
 - ・市税の滞納がない者
 - ・3親等内の親族間での売買・賃貸等でないこと
- 補助金額/対象経費の3分の2(上限5万円)

垂水市結婚新生活支援事業

垂水市内で、婚姻し新居を構える若年夫婦世帯に対し、住居費、リフォーム費、引っ越し費用または新生活準備にかかる費用の一部を補助します。

- 対象
 - ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し、本市に住民登録した者
 - ・婚姻届提出時点で夫婦共に50歳以下
 - ・家賃及び市税を滞納していない者等
- 補助金額/上限15万円～30万円
(世帯状況等によって異なります)

垂水市住宅取得費助成金交付事業

子育て世帯又は転入者で、自ら居住するために、市内に住宅を建設・購入された方に対し、住宅建設・購入費用の一部を助成します。

- 対象物件/住宅取得費用500万円以上の物件
 - 対象
 - ・市内で自らが居住するために一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた者
 - ・転入世帯の場合は、本市に転入してから2年以内に住宅取得をした者
 - ・市税の滞納がない者(世帯全員)等
 - 助成額/①子育て世帯 50万円
②転入世帯 100万円
③子育て転入世帯 150万円
- ※②、③は助成額のうち10万円は市内商品券で助成します。

土木関係補助事業

1 かけ地近接等 危険住宅移転事業

- 対象(全ての要件を満たす方)
 - ①かけ地に近接する区域に居住している方
 - ②建築基準法等により危険な区域に指定される以前に建てられた住宅に居住している方
 - ③令和5年度に移転を行う方
- 補助金額
 - ①撤去・移転費…上限97万5千円
 - ②建設助成費
 - 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)、土地取得、敷地造成のため、金融機関から融資を受けた借入金、利子相当額を助成
 - ③住宅建設…上限46.5万円
 - ④土地取得…上限20.6万円
 - ⑤敷地造成…上限60万8千円
- 申込期限 令和4年9月30日(金)

2 空き家解体撤去事業

- 対象
 - ①市内にある空き家の所有者
 - ②家の所有者から委任を受けた者
 - ③所有者等が居住していない、他の用途で使用していない建物
- ※非住宅のみの解体は対象外

- ④市内業者に依頼する工事で対象工事費の合計額が30万円(消費税込)以上のも

■補助金額

- ①一般解体撤去
 - 対象工事費の30%(上限30万円)
- ②撤去後の新築
 - 対象工事費の50%(上限50万円)

- 申込期限 令和4年12月28日(水)

3 住宅リフォーム促進事業

- 対象
 - ①市内にある申請人が居住している持家
 - ②市内の住宅リフォーム促進事業登録事業者を利用した住宅のリフォーム工事
 - ③対象工事費20万円以上のもの
- 補助金額
 - ①一般世帯
 - 対象工事費の10%(上限15万円)
 - ②子育て世帯
 - 対象工事費の30%(上限45万円)
- 申込期限 令和4年12月28日(水)
- 注意
 - ①他の補助事業との重複部分は対象外(介護保険住宅改修支援事業、小型合併処理浄化槽設置整備事業等)となります。
 - ②住宅1件につき1回の補助です。

4 木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業

- 対象
 - ①市内木造住宅の居住者または所有者(居住者と所有者が異なる場合、双方の同意が必要)
 - ②昭和56年5月31日以前に建築(着工)されたもの
 - ③市税等を滞納していないこと
 - ④耐震改修工事は市内業者に依頼する工事であること
 - 補助金額
 - ①耐震診断・耐震診断費用の3分の2(上限6万円)
 - ②耐震改修工事…対象工事費の10分の23(上限30万円)
 - 申込期限 令和4年12月28日(水)
 - 各事業補助事業について
 - ①工事中・工事後の申請は補助対象外となります。
 - ②工事現場立会い等のため不在の場合がありますので、ご相談は、事前にご連絡をお願いします。
- ※各事業の申請書・添付書類の詳細は、土木課建築係または、市HPからご確認ください。



◎問い合わせ先
土木課建築係 ☎内線340

垂水市住宅リフォーム促進事業に係る登録事業者の募集

- 地域経済の活性化と快適な住環境の整備を図るために、垂水市住宅リフォーム促進事業を行っています。この補助事業を利用される方からリフォーム工事を受注したい事業者は、あらかじめ「工事業者」の登録手続きが必要となります。
- 資格
 - 1年以上市内に主たる事業所等(本社または本店)を有する会社または個人事業者で、継続して事業を実施している者
- 受付開始
 - 令和4年4月1日
- ※受付は、随時行います。
- 登録方法
 - 指定する申請書および添付書類を土木課建築係にご提出ください。
 - ※申請書は、土木課建築係または市HPより入手できます。



◎問い合わせ先
土木課建築係 ☎内線340

